

## 塩竈市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）の概要

### 1. 条例制定の必要性

子ども・子育て支援新制度では、市町村は「施設型給付」や「地域型保育給付」の対象となることを希望する施設や事業者から申請があった場合、「認可」を受けていることを前提に、給付の対象となることを「確認」する必要があります。

そのために、市町村では、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」を、国の定める基準を踏まえ、条例で定める必要があります。

### 2. 「認可」と「確認」

新制度による施設型給付や地域型保育給付の対象となるためには、施設や事業者は、児童福祉法等による「認可」と、子ども・子育て支援法による「確認」を受ける必要があります。

施設・事業の種類		認可の権限	確認の権限
教育・保育施設	認定こども園	宮城県	塩竈市
	幼稚園		
	保育所		
地域型保育事業	小規模保育	塩竈市	
	家庭的保育		
	居宅訪問型保育		
	事業所内保育		

### 3. 利用定員の設定方法

確認を実施する際には、認定区分ごとに利用定員を定める必要があります。

			満3歳以上		満3歳未満
			①1号認定(保育不要)	②2号認定(保育必要)	③3号認定(保育必要)
特定教育・ 保育施設 (施設型給付)	認定 こども 園	幼保連携型	○(※1)	○	(※1)
		幼稚園型	○	○	(※1)
		保育所型	○	○	(※1)
		地方裁量型	○	○	(※1)
	保育所		(※3)	(※2)	(※2)
	幼稚園		○	(※3)	-
特定地域型 保育事業 (地域型保 育給付)	家庭的保育		(※3)	(※3)	○
	小規模保育		(※3)	(※3)	○
	事業所内保育		(※3)	(※3)	○(従業員枠・地域枠)
	居宅訪問型保育		(※3)	(※3)	○

(※1) 定員を設定しないことも可能

(※2) ②③いずれかのみを設定も可能

(※3) 特例給付による利用形態あり

### 4. 塩竈市の基準（案）

基本的には、国の基準どおりに定めることとしますが、市独自の基準として次のとおり考えております。

①「塩竈市暴力団排除条例」の基本理念を踏まえ、公的給付により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することがないように、暴力団等の参入を排除し、安心して利用できる環境を整備する必要があるため、「暴力団排除」項目を加える。

なお、下記記載の基準案については、国の基準内容に対しての本市の基準を示しております。

## 5. 基準案

### (1) 一般原則

項目	国の基準	基準区分	本市の基準
一般原則	<p>○すべての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく、確保されることを目指す。</p> <p>○子どもの意思及び人格を尊重して、常に子どもの立場に立って教育又は保育を提供するよう努めなくてはならない。</p> <p>○地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、県、市、小学校等との密接な連携に努めなくてはならない。</p> <p>○子どもの人権擁護、虐待防止等のため、責任者を設置するなど必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施するなどの措置を講ずるよう努めなくてはならない。</p>	参	国の基準どおり

### (2) 特定教育・保育施設の運営に関する基準

#### ① 利用定員に関する基準

項目	国の基準	基準区分	本市の基準
利用定員	<p><b>【認定こども園】</b> 利用定員：20人以上 認定の区分：1～3の各号（3号は満1歳未満と以上で区分する）</p> <p><b>【保育所】</b> 利用定員：20人以上 認定の区分：2号・3号（3号は満1歳未満と以上で区分する）</p> <p><b>【幼稚園】</b> 認定の区分：1号</p>	従	国の基準どおり

#### ② 運営に関する基準

項目	国の基準	基準区分	本市の基準
内容及び手続の説明及び同意	○保護者に対して運営規定の概要、職員体制、利用者負担等、重要事項記載した文書を交付して事前説明を行い、特定教育・保育の提供の開始について保護者の同意を得なければならない。	従	国の基準どおり
	<p>○事前説明の方法については、パンフレット、説明書などの文書の交付とともに丁寧に説明することを基本とする。</p> <p>○その際、保護者の申出に対応して、文書の交付に代えて電子ファイル等を提供することも可能とする</p>	参	
利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等（応諾義務）	<p>○利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない。</p> <p>○定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考の基準</p> <p><b>【1号認定を受けた子どもの場合】</b> 抽選、先着順、建学の精神等設置者の理念に基づく選考など</p> <p><b>【2号又は3号認定を受けた子どもの場合】</b> 保育の必要の程度、家族等の状況を勘案した保育を受ける必要性 *選考方法をあらかじめ保護者に明示した上で選考を実施</p>	従	〃
	○施設・事業者が自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合、適切な施設・事業者を紹介する等の必要な措置を速やかに講じなくてはならない。	参	

項目	国の基準	基準区分	本市の基準
あっせん、調整及び要請に対する協力	○特定教育・保育施設の利用について、市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 ○特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所）は市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	従	国の基準どおり
受給資格等の確認	○受給資格を確認するため、施設・事業の利用開始に当たって、支給認定証の確認（利用時間等）を行うこととする。	参	〃
支給認定の申請に係る援助	○支給認定申請が行われていない場合には、申込みの意思を踏まえて、速やかに適切な申請がなされるよう援助をすること。 ○支給認定の有効期限の満了日 30 日前には変更の認定申請を行うよう援助すること。（緊急その他やむを得ない理由がある場合除く。）	参	〃
心身の状況等の把握	○子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めること。	参	〃
小学校等との連携	○特定教育・保育の提供の終了に際して、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等で提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、密接な連携に努めなければならない。	参	〃
教育・保育の提供の記録	○特定教育・保育を提供した際は、提供日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない。	参	〃
利用者負担額等の受領	○施設・事業者は、法に定める利用者負担を受領するものとするを求め、その上で、それ以外に実費徴収、実費徴収以外の上乗せ徴収をすることができる。 ○実費徴収、実費徴収以外の上乗せ徴収を行う場合、各施設・事業者においてあらかじめ額や理由を明示することを求め、保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なくてはならない。（日用品の購入、行事への参加費用など文書による同意を要しないもの有） ○費用の額の支払いを受けた場合は、領収書を交付すること。	従	〃
施設型給費等の額に係る通知等	○施設・事業者は法定代理受領により、施設型給付の給付費の支給を受けた場合は、その額を保護者に通知しなければならない。 ○施設・事業者は、法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を保護者に対して交付しなければならない。	参	〃
特定教育・保育の取扱方針	○下記に基づき、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に教育・保育を提供しなければならない。 幼稚園…幼稚園教育要領 保育所…保育所保育指針 認定こども園… （幼保連携型）幼保連携型認定こども園教育・保育要領（※） （以外）幼稚園教育要領及び保育所保育指針（（※）も踏まえる）	従	〃
特定教育・保育に関する評価等	○自己評価及びそれに基づく改善 ○保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（職員除く）による評価又は外部評価と結果公表及びそれに基づく改善（努力義務）	参	〃
相談及び援助	○常に子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども又は保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言等を行わなければならない。	参	〃

項目	国の基準	基準区分	本市の基準
緊急時等の対応	○職員は子どもの体調に急変が生じた場合等には、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	参	国の基準どおり
支給認定保護者に関する市への通知	○保護者が虚偽・不正行為によって教育・保育の提供を受けている又は受けようとしていることを把握した場合、市に対して通知しなければならない。	参	〃
運営規程	○次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規定を定めておかななければならない。 ①施設の目的及び運営の方針 ②提供する特定教育・保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 ⑤保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額 ⑥認定区分ごとの利用定員 ⑦特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪その他重要事項	参	〃
勤務体制の確保等	○職員の勤務体制を定めなくてはならない。 ○子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、当該特定教育・保育施設の職員によらなくても可能。 ○職員の資質向上のために研修の機会を確保しなければならない。	参	〃
定員の遵守	○利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中の需要の増大への対応、災害、虐待への対応等やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。	参	〃
提示	○施設の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担等、利用申込の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	参	〃
平等に取り扱う原則	○子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かにより、差別的取り扱いをしてはならない。	従	〃
虐待等の禁止	○職員は、子どもに対し、児童福祉法に掲げる行為(※)その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 ※児童福祉法に掲げる行為 ①身体的虐待 ②性的虐待 ③ネグレクト（育児放棄） ④心理的虐待	従	〃
懲戒に係る権限の濫用禁止	○施設（幼保連携型認定こども園及び保育所）の長たる管理者は、懲戒に関しその子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等権限を濫用してはならない。	従	〃

項目	国の基準	基準区分	本市の基準
秘密保持等	○職員及び管理者は、正当な理由なく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ○職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。 ○他の施設・機関に情報を提供する際には、あらかじめ文書により保護者に同意を得ておかなければならない。	従	国の基準どおり
情報の提供等	○特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 ○広告をする場合は、虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。	参	〃
利益供与等の禁止	○施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 ○子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。	参	〃
苦情解決	○保護者や家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、窓口の設置等必要な措置を講じなければならない。 ○苦情の内容等を記録しなければならない。 ○苦情に関連して確認主体である市が行う指導監督等に対し、必要な協力、改善等を行わなければならない。	参	〃
地域との連携等	○地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	参	〃
事故発生の防止及び発生時の対応	○事故の発生又はその再発を防止するため、以下のような措置を講じなければならない。 ①事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 ②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること。 ③事故発生の防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行うこと。 ○事故が発生した場合は、速やかに市及び家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 ○事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 ○賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	従	〃
会計区分	○他の事業の会計と区分しなければならない	参	〃
記録の整備	○職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 ○次の記録を整備し、完結の日から5年間保存しなければならない。 ①特定教育・保育の提供に当たっての計画 ②必要な事項の提供の記録 ③不正受給等に係る市への通知の記録 ④苦情の内容等の記録 ⑤事故の状況及び事故に際して採った処理の記録	参	〃

③特例施設型給費に関する基準

項目	国の基準	基準区分	本市の基準
特別利用保育・特別利用教育の基準	○特別利用保育・特別利用教育を提供する場合の職員配置、設備、教育・保育の内容等は、当該施設・事業で定員を設定している認定区分の子どもの同じ認可基準等によることを基本とする。	従	国の基準どおり

(3) 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

①利用定員に関する基準

項目	国の基準	基準区分	本市の基準
利用定員	<b>【利用定員】</b> 家庭的保育事業 1人以上5人以下 小規模保育事業A型・B型 6人以上19人以下 小規模保育事業C型 6人以上10人以下 居宅訪問型保育事業 1人 事業所内保育事業 その雇用する労働者の子ども <b>【認定の区分】</b> 各事業共通 3号(満1歳未満と満1歳以上)	従	国の基準どおり

②運営に関する基準

項目	国の基準	基準区分	本市の基準
内容及び手続の説明及び同意	○保護者に対して運営規程の概要、連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員体制、利用者負担等、重要事項記載した文書を交付して事前説明を行い、特定地域型保育の提供の開始について保護者の同意を得なければならない。	従	国の基準どおり
	○事前説明の方法については、パンフレット、説明書などの文書の交付とともに丁寧に説明することを基本とする。 ○その際、保護者の申出に対応して、文書の交付に代えて電子ファイル等を提供することも可能とする	参	〃
正当な理由のない提供拒否の禁止等	○利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 ○定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考の基準 保育の必要の程度、家族等の状況を勘案した保育を受ける必要性 *選考方法をあらかじめ保護者に明示した上で選考を実施	従	〃
	○事業者が自ら適切な保育を提供することが困難である場合、適切な施設・事業者を紹介する等の必要な措置を速やかに講じなくてはならない。	参	〃
あっせん、調整及び要請に対する協力	○特定地域型保育事業の利用について、市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 ○特定地域型保育事業者は市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	従	〃
心身の状況等の把握	○子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めること。	参	〃

項目	国の基準	基準区分	本市の基準
特定教育・保育施設等との連携	○特定地域型保育事業者（居宅訪問型事業を行うものを除く）は、連携協力を行う特定教育・保育施設を適切に確保しなければならない。 ○居宅訪問型事業を行うものは、乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、あらかじめ連携する障害児入所支援施設その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない。	従	国の基準どおり
	○特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設等との密接な連携に努めるものとする。	参	〃
利用者負担額等の受領	○事業者は、法に定める利用者負担を受領するものとするを求め、その上で、それ以外に実費徴収、実費徴収以外の上乗せ徴収をすることができる。 ○実費徴収、実費徴収以外の上乗せ徴収を行う場合、各事業者においてあらかじめ額や理由を明示することを求め、保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なくてはならない。（日用品の購入、行事への参加費用など文書による同意を要しないもの有） ○費用の額の支払いを受けた場合は、領収書を交付すること。	従	〃
特定地域型保育の取扱方針	○保育所保育指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意し、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。	従	〃
特定地域型保育に関する評価等	○自己評価及びそれに基づく改善 ○定期的な外部評価と結果公表及びそれに基づく改善（努力義務）	参	〃
運営規程	○次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 ①事業の目的及び運営の方針 ②提供する特定地域型保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 ⑤保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額 ⑥利用定員 ⑦特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪その他重要事項	参	〃
勤務体制の確保等	○職員の勤務体制を定めなくてはならない。 ○子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、当該特定地域型保育事業所の職員によらなくても可能。 ○職員の資質向上のために研修の機会を確保しなければならない。	参	〃
定員の遵守	○利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中の需要の増大への対応、災害、虐待への対応等やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。	参	〃

項目	国の基準	基準区分	本市の基準
記録の整備	○職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 ○次の記録を整備し、完結の日から5年間保存しなければならない。 ①特定地域型保育の提供に当たっての計画 ②必要な事項の提供の記録 ③不正受給等に係る市への通知の記録 ④苦情の内容等の記録 ⑤事故の状況及び事故に際して採った処理の記録	参	国の基準どおり
準用	受給資格等の確認、心身の状況等の把握、地域型給付費等の額に係る通知等、相談及び援助、緊急時等の対応、支給認定保護者に関する市への通知、提示、支給認定子どもを平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、懲戒に係る権限の濫用禁止、秘密保持等、情報の提供等、利益供与等の禁止、苦情解決、地域との連携等、事故発生の防止及び発生時の対応、会計の区分		〃

### ③特例地域型保育給付費に関する基準

項目	国の基準	基準区分	本市の基準
特別利用地域型保育の基準	○1号認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、地域型保育事業の認可基準を遵守し、当該特別利用地域型保育に係る子ども（1号認定）と利用中の子ども（3号認定）の総数が、利用定員の数を超えないものとする。	従	国の基準どおり
特定利用地域型保育の基準	○2号認定子どもに対し、特定利用地域型保育を提供する場合には、地域型保育事業の認可基準を遵守し、当該特定利用地域型保育に係る子ども（2号認定）と利用中の子ども（3号認定）の総数が、利用定員の数を超えないものとする。	従	〃

### (4) 附則

項目	国の基準	基準区分	本市の基準
特定保育所の特例	○特定保育所については、特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、受け取りの際に市の同意を得ることを要件とする。 ○特定保育所は市から保育所における保育の委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。	従	国の基準どおり
施設型給付等に関する経過措置	○1号認定の子どもに対しての利用者負担額及び費用基準額は、当分の間、子ども子育て支援法附則第9条第1項により定める額とする。	従	〃
小規模保育事業の利用定員に関する経過措置	○小規模保育事業C型にあつては、この条例の施行の日から起算して5年を経過するまでの間の利用定員は6人以上15人以下とする。	従	〃
連携施設に関する経過措置	○特定地域型保育事業者は、市が認める場合は、この条例の施行の日から5年を経過するまでの間、連携施設を確保しないことができる。	従	〃

## 6. 施行日

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行する。

### 【用語解説】

用語	用語解説
支給認定	保護者の申請に基づく、就学前子どもの区分についての認定 1号認定：教育標準時間認定（主に認定こども園、幼稚園を利用） 2号認定：満3歳以上保育認定（主に認定こども園、保育所を利用） 3号認定：満3歳未満保育認定（主に認定こども園、保育所、地域型保育事業を利用）
教育・保育施設	認定こども園、幼稚園、保育所
特定教育・保育施設	市が、施設型給付費の対象と確認する教育・保育施設
特定教育・保育	特定教育・保育施設で受ける教育・保育で以下のとおり 1号認定：認定こども園において受ける教育・保育又は幼稚園において受ける教育 2号認定：認定こども園において受ける教育・保育又は保育所において受ける保育 3号認定：認定こども園又は保育所において受ける保育
地域型保育	家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育
特定地域型保育事業者	市が、地域型保育給付費の対象と確認する地域型保育事業者
特定地域型保育	特定地域型保育事業者から受ける地域型保育
特別利用保育	1号認定子どもに対して提供される保育（地域型保育を除く）
特別利用教育	2号認定子どもに対して提供される教育（特定教育・保育を除く）
特別利用地域型保育	1号認定子どもに対して提供される地域型保育
特定利用地域型保育	2号認定子どもに対して提供される地域型保育
特定保育所	特定教育・保育施設のうち、都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所